

京都府国土強靱化地域計画 改定の概要

(点線囲みは、今回の主な改定箇所)

はじめに

■ 趣旨、計画の位置づけ

国土強靱化基本法の趣旨等を踏まえ、府民、市町村、国、事業者等とともに、大規模自然災害等から速やかに復旧・復興ができる強い安心・安全な京都府づくりを進めるための指針となる計画を策定

■ 計画期間 概ね5年間(令和7年11月～令和13年3月)

第1章 基本的な考え方

■ 基本目標

- ①人命の保護が最大限に図られること
- ②京都府内の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持されること
- ③府民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること
- ④迅速な復旧復興に資すること

■ 国土強靱化政策の展開方向(17事項⇒35事項)

※改定前は「計画を推進する上での基本的な方針」

第2章 京都府の地域特性等

- 地勢・成り立ち ■ 気象 ■ 人口

第3章 脆弱性評価

■ 想定するリスク

- 地震(南海トラフ地震及び直下型地震)
- 日本海側における津波
- 豪雨等による土砂災害・風水害等及びこれらに起因する二次災害
- 複合災害(地震と豪雨の同時発生等)
- 感染症まん延下における大規模自然災害の発生等

■ 京都府における「起きてはならない最悪の事態」

国土強靱化基本計画における設定を基本に、本府独自の内容を含む35項目の「起きてはならない最悪の事態」を設定し、脆弱性を評価 ※改定前の45項目を再編・統合

第4章 国土強靱化の推進方針

■ 個別施策分野 ※ 斜体は新規・拡充施策を盛り込んだ項目

- (1)行政機能／警察・消防等
本部機能の強化、防災拠点施設等の耐震化・機能維持、原子力災害対策
- (2)住宅・都市／環境
ライフライン施設の応急復旧体制構築、被災者の生活対策、帰宅困難者対策
- (3)保健医療・福祉
医療・福祉施設の耐震化等、災害時の医療・救護体制の整備、要配慮者への支援
- (4)エネルギー
エネルギー供給の多様化
- (5)情報通信
府民への通信手段の確保、災害危険情報の収集・伝達体制の確立
- (6)産業構造／金融
BCP推進による京都全体の活力の維持、工業用水道施設の耐震化
- (7)農林水産
農地・農業用施設の防災対策、森林の整備・保全、漁港の機能保全等
- (8)交通・物流
交通・物流施設の耐災害性の向上、交通基盤・輸送機関の災害対応力強化
- (9)国土保全／国土利用
総合的な治水・土砂災害対策、河川情報等の提供、インフラ分野におけるDXの推進
- (10)中央官庁機能バックアップ等【府独自】
外交・儀礼機能のバックアップの充実・強化
- (11)伝統・文化の保全【府独自】
文化財の保護・保全及び防火対策、文化財建造物等の耐震化

■ 横断的分野

- (A)リスクコミュニケーション
災害危険情報の提供、府民に対する防災教育・訓練、外国籍府民等への災害時支援等
- (B)人材育成
地域防災の担い手育成、消防団の活動支援
- (C)官民連携
自主防災組織の活動促進、NPO・ボランティアとの連携強化
- (D)老朽化対策
安心・安全に係る社会資本の適正な維持・更新

(E) デジタル活用

災害危険情報の収集・提供・伝達体制の確立、ドローン等の活用

第5章 計画の推進

- 計画の進捗管理 ■ 施策の重点化